

1 議事日程(第1号)

(令和7年第8回久山町議会12月定例会)

令和7年12月3日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ・ 議員派遣結果
 - ・ 一部事務組合議会に関する事項
北筑昇華苑組合議会
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会
- 日程第4 議案第60号 久山町教育委員会教育長の任命同意について (町長提出)
- 日程第5 議案第61号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第23号) (町長提出)
- 日程第6 議案第62号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第24号) (町長提出)
- 日程第7 議案第63号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第25号) (町長提出)
- 日程第8 議案第64号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第26号) (町長提出)
- 日程第9 議案第65号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第27号) (町長提出)
- 日程第10 議案第66号 久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (7久山町条例第28号) (町長提出)
- 日程第11 議案第67号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第29号) (町長提出)
- 日程第12 議案第68号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第30号) (町長提出)
- 日程第13 議案第69号 久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第31号) (町長提出)

- 日程第14 議案第70号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (7久山町条例第32号) (町長提出)
- 日程第15 議案第71号 令和7年度久山町一般会計補正予算(第4号) (町長提出)
- 日程第16 議案第72号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)
- 日程第17 議案第73号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(町長提出)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	清 永 義 弘	2番	城 戸 利 廣
3番	永 松 節 子	4番	佐 伯 勝 宣
5番	只 松 秀 喜	6番	荒 卷 時 雄
7番	阿 部 恒 久	8番	津 原 健太郎
9番	阿 部 昭 徳	10番	山 野 久 生

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番	荒 卷 時 雄	7番	阿 部 恒 久
----	---------	----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(12名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三千代
教 育 長	重 松 宏 明	総務課長兼経営デザイン課長	久 芳 浩 二
税 務 課 長	阿 部 哲 也	町民生活課長	井 上 英 貴
福 祉 課 長	今 村 春 美	都市整備課長	亀 井 玲 子
産 業 振 興 課 長	阿 部 桂 介	会 計 管 理 者	横 山 正 利
教 育 課 長	江 上 智 恵	上 下 水 道 課 長	平 尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	篠 原 正 継	議会事務局書記	淀 川 裕 和
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（山野久生君） 改めまして、おはようございます。

ただ今から令和7年第8回久山町議会12月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって議会は成立いたします。

まず初めに、12月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶<sup>あいさつ</sup>をお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。

本日ここに、久山町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

いよいよ2025年も残り1カ月となりました。町民の皆さまには、どうか体調にはくれぐれもご留意いただき、令和7年、最後の月を心穏やかに過ごされ、新しい年を健やかに迎えられますようお祈り申し上げます。

さて、国内における、今年の動きを振り返りますと、まず4月には、日本で20年ぶりとなる大阪関西万博が開幕しました。開幕前には、さまざまな意見や批判もありましたが、半年間で約2,900万人が来場し、結果として、幅広い世代から支持される評価の高い万博となりました。

一方、国民の生活においては、令和の米騒動と揶揄<sup>やゆ</sup>されるほどの米不足と価格高騰が今年も続き、食や農に対する価値観の変化が全国的に広がりました。地産地消、食料自給の重要性を改めて認識される1年でもあったと思います。そして10月には、日本の歴史上初となる女性総理、高市早苗総理大臣が誕生し、新たな政権が発足しました。高市総理は、先日、全国の町村長が一堂に会した全国町村長大会において、人口減少や物価高騰などの課題に対応していくため、責任のある積極財政の考えのもと、強い経済の構築に向けた戦略的な財政出動について力強いメッセージを示されました。11月には、総額21兆3,000億円規模の施策と具体的なプランが閣議決定され、本町においても、そのうちの一つである高校3年生までの子ども1人当たり2万円を支給する物価高対応子育て応援手当について、今回の補正予算に計上しております。今後も国の動向を注視しながら、迅速な対応を努めてまいります。

本町においては、これまで培ってきた国土・社会・人間の三つの健康づくりの次のステップに向けた新たな取り組みを進めてきました。

まず、3月には3年間取り組んできた久山中学校図書室のリニューアル事業が完了しました。延べ26人の中学生委員の皆さんの力でリニューアルした図書室は現在、中学生

が主体的に運営するももたろう・カフェや受験生のスタディールームとして活用され、新たな学びの拠点として発展しています。そして、夏には、長年の懸案事項であった山田小学校体育館の改修工事を完了し、熱中症対策に向け、町内体育施設の空調設備も整備を完了しました。さらに、農林業の分野では、新たにドローン等の活用に対する久山町航空防除推進事業補助金を創設するほか、国に先駆けて、高校生以下の子どもがいる982世帯に久山町地域お米券を配布しました。また、久山町産材利用促進事業補助金を新たに創設し、建築費の一部を助成することで、町で育った木材の町内消費を促進しました。

このように、物価高騰支援と農林業の維持を両立しながら、新たな価値を生む久山型循環経済に向けた動きを本格化させております。

また、先月28日には、九州電力福岡支店、九州電力みらい財団とともに、ひさやま九電みらいの森の整備に向けた協定締結式をとり行いました。諫早市、霧島市に続いて、3番目、九州北部で初となるこの事業は、環境教育や地域協力交流の拠点となる森づくりに取り組むもので、自然を大切に守り続けてきた本町にとっても、未来へつながる新たな地域資源となることが期待されます。来年の秋にはフィールドの整備を終え、活動がスタートする予定です。現在、計画を進めている首羅山遺跡ガイダンスや地域資源との連携を図りながら、町内外の皆さまにも親しまれる森づくりを進めてまいります。

このほかにも、2025年は時代の変化に対応したさまざまな取り組みを進めてきました。変化が続く時代だからこそ、町として揺るがない軸を持ち、足元を見詰め丁寧に積み重ねていくことが大切だと考えています。先週11月30日に東京で開催されたNHKエンタープライズ読売新聞社主催の全国規模イベント、日本未来フォーラムにおいて、本町のバイオ炭を活用した米づくりの実証と収穫したお米を食育・地産地消につなげる取り組みが、ウェルビーイングを高める先行事例として紹介されました。

今後も本町にある豊かさと生活のつながりを実感していただく機会を増やしていくことで、町民の皆さんのウェルビーイング、幸福度の向上に努めてまいります。

引き続き、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

さて、本12月定例会に提案いたしますのは、久山町教育委員会教育長の任命同意、条例の制定、改正10件ならびに補正予算3件の14議案でございます。

詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山野久生君） ありがとうございます。

それでは本会議に入る前に、私から佐伯議員に申し上げます。

令和7年11月17日発行の佐伯議員が個人の責任で発行された議会報告について、次のとおり訂正を求めます。

その記事では、『パワハラ疑惑の嘘』『パワハラ疑惑の濡れ衣』と複数箇所に掲載しています。しかし、佐伯議員から当時議会事務局長であった現在の副町長に対する一連の行為については、令和2年8月6日に設置された調査特別委員会において、調査、審査され、その結果、令和2年9月定例会の最終本会議において、パワハラ行為であると認定する委員長報告がなされ、全員賛成で可決しています。調査特別委員会の調査、審査を経て議会として認定された内容と異なる内容で、さらには自身にとって不都合な真実を、自信が不利とならないよう歪曲<sup>わいきょく</sup>し、町民の皆さんに流布することは、議会の議決を軽視しており、議会として到底許されるものではありません。よって、当該記事の訂正を強く求めます。

また、同記事で『監査委員選任議案への質問の際佐伯は嫌がらせ・妨害とみられる行為を受け』とあるが、これは地方自治法第104条に規定された議長の秩序維持権、議事整理権をもとに行われた行為であり、質疑を行うべき場面で、質問を行うことを制止する議長の正当な議事の進行であるため適法である。よってこの記事の訂正も強く求めます。

さらに、過去の議会定例会において、通算10回求めた、佐伯議員が個人の責任で発行する議会報告の訂正について、今なお、その動きを全く見せておりません。内容訂正について、改めて早急な対応を強く求めます。

それでは、直ちに本日…。

(4番佐伯勝宣君「議事進行」と呼ぶ)

議事進行ですか、何の議事進行ですか。

○4番(佐伯勝宣君) . . . . .  
. . . . .  
. . . . .

○議長(山野久生君) 簡潔にお願いいたします。

(4番佐伯勝宣君「. . . . .  
. . . . .」と呼ぶ)

○議長(山野久生君) いやいや、ここは議事整理権で私の言う通りにしてもらわないといけません。

(4番佐伯勝宣君「. . . . .」)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」と呼ぶ)

○議長（山野久生君） いたらんことはいいから、以上で終わりですか。

（4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・」  
と呼ぶ)

もういいですかね。終わりですね。では次にいきます。

それでは、本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山野久生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、6番荒巻時雄議員および7番阿部恒久議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（山野久生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。

従って本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（山野久生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。北筑昇華苑組合議会および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（山野久生君） 日程第4、議案第60号久山町教育委員会教育長の任命同意について

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 勝君） 議案第60号久山町教育委員会教育長についての任命同意についてご説明をいたします。

久山町教育長である重松宏明氏の任期が令和8年1月4日をもって任期満了となるため、久山町教育委員会教育長の任命同意について、提案するものであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（山野久生君） 日程第5、議案第61号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第61号久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が施行されることに伴い、久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年久山町条例第7号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な改正内容ですが、地方自治法の一部改正に伴い、久山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の中で、参照する条例、条項等の改正を行うものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

- 議長（山野久生君） 日程第6、議案第62号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

- 総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第62号久山町手数料徴収条例の一部を

改正する条例についてご説明いたします。

本案は、来庁者用コピー機を設置することによる新たな利用手数料の設定に伴い、久山町手数料徴収条例（平成12年久山町条例第4号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

主な改正内容ですが、庁舎ロビー付近に新たに設置するコピー機の使用料として、A3以内の片面白黒コピー手数料を1枚当たり10円に、A4以内の片面カラーコピー手数料1枚当たり50円に、A3以内の片面カラーコピー手数料を1枚当たり80円に設定する改正を行うものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第7、議案第63号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） 議案第63号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が令和7年10月1日から施行されたことに伴い、久山町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第12号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。

主な改正内容は、児童福祉法に児童虐待禁止に関する規定が追加されたことに伴う字句の改正です。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第8、議案第64号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） 議案第64号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）および児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）が施行されたことに伴い、久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第13号）の一部を改正する必要があるため提案するものです。

主な改正内容は、児童福祉法に児童虐待禁止に関する規定が追加されたことに伴う字句の改正、利用乳幼児の健康診断に関する規定の追加、保育士の資格に言及する規定の追加の3点です。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第9、議案第65号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 議案第65号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久山町条例第24号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

主な改正内容は、児童福祉法に地域限定保育士に関する規定が追加されたことに伴う字句の改正でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第66号 久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（山野久生君） 日程第10、議案第66号久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） 議案第66号久山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、令和8年度から「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が実施されます。これに伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定において、当該事業の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定める必要が生じたため提案するものです。

主な内容は、乳児等通園支援準備事業を適正に実施するための設備や運営基準を新たに整備するものです。この乳児等通園支援事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するものです。

対象児童は保育所、認定こども園などに通っていないゼロ歳6カ月から満3歳未満の未就園児で、月10時間以内で利用できることとなっています。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第11、議案第67号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

- 町民生活課長（井上英貴君） 議案第67号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久山町条例第14号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

改正内容は、久山町重度障害者医療費の支給に関する条例第13条、障害者施設等に入所した場合の特例を規定する条文内のその特例に該当する施設については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定された条項を引用しているのですが、今回の法改正により、その引用元の条項番号が変更されましたので、条例も併せて条項番号を変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第68号 久山久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（山野久生君） 日程第12、議案第68号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

- 教育課長（江上智恵君） 議案第68号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、光熱費等の高騰および勤労青少年ホーム、軽運動室の空調機の改修などにより、施設利用料を見直すにあたり、久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第8号）の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容ですが、勤労青少年ホーム、軽運動室の空調機を改修いたしましたので、軽運動室の利用料を1時間当たり500円から600円に改正するものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただ

きますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第69号 久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第13、議案第69号久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） 議案第69号久山町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第378号）の施行に伴い、道路法施行令に準拠している法定外公共物占用料を変更するに当たり、久山町法定外公共物管理条例（平成19年久山町条例第23号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

主な改正内容は、電柱その他の柱類、水道管、下水道管、ガス管その他これに類する施設の占用料の改定と、地下街、地下室、通路、浄化槽、その他これらに類する施設等の占用物件を追加するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第70号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野久生君） 日程第14、議案第70号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） 議案第70号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）等が施行されたことに伴い、久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年久山町条例第8号）の一部を改正する必

要が生じたため提案するものでございます。

改正内容は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正等により、引用する条項の条および号にずれが生じたため、見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第71号 令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山野久生君） 日程第15、議案第71号令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、久芳課長。

○総務課長兼経営デザイン課長（久芳浩二君） 議案第71号令和7年度久山町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条歳入歳出の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額72億1,433万4,000円に、歳入歳出それぞれ1億1,784万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,217万9,000円とするものでございます。

歳出増額の主なものは、ふるさと応援寄附事業費7,024万7,000円、物価高対応子育て応援支給事業費4,063万6,000円、障害者自立支援給付費3,290万9,000円、児童福祉施設運営費2,442万1,000円、後期高齢者医療事業費619万5,000円、コミュニティー対策費350万7,000円、在宅老人福祉事業費335万5,000円などとなっております。

減額補正としましては、OA事務費5,098万7,000円、災害復旧費3,600万円、子ども医療費支給事業費723万8,000円、ヘルスC&Cセンター管理運営事業費499万7,000円などとなっております。

財源となります主な歳入は、国庫支出金5,913万3,000円、県支出金1,336万4,000円、ふるさと応援寄附金1億3,380万円、繰越金234万7,000円となっております。

なお、繰入金のうち、特別会計繰入金および福岡市東部埋立て場関連整備基金につきましては420万1,000円の増となりますが、財政調整基金からの繰入れが9,500万円減となっております。

第2条債務負担行為の補正ですが、基幹業務システムガバメントクラウド移行および標準化対応業務委託料4,968万6,000円、健康管理システム標準化対応業務委託料812万

9,000円を追加することとなっております。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第72号 令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（山野久生君） 日程第16、議案第72号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第72号令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億7,045万8,000円に、歳入歳出それぞれ1,238万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,284万6,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務管理費の一般管理費163万4,000円の増額と、償還金の国県支出金等精算返納金、1,075万4,000円の増額で、そのための財源であります歳入補正といたしましては、一般会計繰入金金の職員給与費等繰入金163万4,000円の増額と、繰越金1,075万4,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第73号 令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（山野久生君） 日程第17、議案第73号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第73号令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

本案は、令和7年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお願いする

もので、既定の歳入歳出予算の総額2億1,100万2,000円に歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,205万3,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務管理費の一般管理費45万8,000円の増額と、繰出金の一般会計繰出金59万3,000円の増額で、そのための財源であります歳入補正といたしましては、一般会計繰入金の事務費繰入金45万8,000円の増額と、雑入の事務費負担金精算返還金59万3,000円の増額でございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（山野久生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時5分